

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新川沿岸土地改良区から役員の就任について次のとおり届出があった。

平成19年6月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	安西 静男	高松市前田東町138番地10	平成19年4月2日
監 事	植村 繁	〃 春日町923番地	〃